



ドクター・ハザマの

バイタルサイン塾



求められる「日本版 CDTM」の構築

ファルメディコ株式会社
大阪大学大学院医学系研究科生体機能補完医学講座
医師・医学博士 狭間 研至

薬剤師の認知度が高まりつつある CDTM オリジナルとは違う「日本版」が必要に

CDTM (Collaborative Drug Therapy Management: 共同薬物治療管理) の認知度は現在、あまり高くはありませんが、この1~2年の動きを見てみると、今後、薬剤師の間である程度のスピード感を持って広まっていく概念であろうと感じています。それと同時に、Collaborationの相手と指名(?)された医師の心にも何らかの変化をもたらすのではないかと考えています。

米国での CDTM の定義は、医師と薬剤師の共同実務契約であり、事前に作られたプロトコールに基づいて、処方変更や検査オーダーなどを行うというものです。このことは、平成22年4月30日のチーム医療推進にかかる医政局長通知(医政発0430第1号)に書かれた、薬剤師が積極的に取り組むべき業務例の第一項目(①薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコールに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。)に影響を与えているようにも見えます。

しかし、日本と米国での医療制度や医療職種の歴史的背景や現状の差異、さらには米国での医療実態が日本の目指すべき理想とは異なるということから考えると、オリジナルの CDTM とは異なる、いわば日本版 CDTM を考え、構築していく必要があると思います。

CDTM を漢字で考えれば 薬剤師の今後の活動イメージが見えてくる

日本版 CDTM を考えるヒントは、その訳語として

当てられている「共同薬物治療管理」という言葉で考えることではないかと思えます。すなわち、「薬物治療を医師と薬剤師が共同して管理するということはどういうことか」という観点から、薬剤師の業務を考えてみるということです。

例えば、処方せんに記載されている情報。今、処方監査のなかで、処方薬の名称、規格、剤形、投与方法、日数などをチェックされていると思いますが、これらの記載に不備や問題点があると判断すれば、医師に疑義照会をしておられると思います。このことは、薬剤師法第24条に疑義照会の義務としても明記されているところです。

しかし、「共同薬物治療管理」という観点で考えると、「事前に作成・合意されたプロトコール」に則って薬剤師が決めていくというイメージが見えてきます。もちろん、先の医政局長通知にあるように、例えば、その後の情報共有や一定期間後に医師の診察を受けられるように手配するなど、「医師等と協働して実施」することが必須になりますが。

また、「専門的知見の活用」というのは、私は薬理学・薬物動態学・製剤学に代表される「薬剤師ならではの知識だ」と思えますので、それらを駆使した処方提案を、次回の診療前に医師に伝えるということも見えてきそうです。

そうなると、薬剤師は、自らが調剤した医薬品を服用した患者の身体の状態を、継続的に評価していかなくてはなりません。バイタルサインやフィジカルアセスメントという事項は、そのための1ツールに過ぎないわけですが、「果たして薬剤師はそこまで見る必要があるのか?」という疑問を持たれる先生もいらっしゃるでしょう。まさに、薬剤師の職能についてのパラダイムシフトが起ころうとしているのです。